

就労支援員養成研修 Web開催

地域ネットワークの 在り方



高槻市障がい者就業・生活支援センター
精神保健福祉士 陸野 肇

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町4番17号
TEL 090-5162-9537、072-668-4510 / FAX 072-668-4530
E-Mail taka-potsu@hananokai.info



講義

地域のネットワークの在り方

I 就労支援の社会資源



II 就労支援の共通言語

III ネットワークの意義



I .就労支援の社会資源

- 公共職業安定所
障害者窓口の専門援助部門がある。職業斡旋をする機関。
- 障害者職業能力開発校
一般校を活用した障害者職業能力開発事業（都道府県立職業能力開発校の活用）
科目により、4月入校、10月入校などがあり半年、一年、二年などの職業訓練
- 障害者の多様な様態に応じた委託訓練事業
企業、社福法人、NPO法人、民間教育訓練機関など地域の多様な委託訓練先を活用して職業訓練を実施。
- 地域障害者職業センター
職業評価・職業準備支援事業など
- 障害者就業・生活支援センター
障害者雇用促進法で規定された施設。就業と生活の両方の相談支援を行っている。
- 就労移行支援事業所
2年で就職を目指す。障害者総合支援法の事業。
- 就労継続A型
雇用契約を結び働く為、労働法規が適応される。昔でいう福祉工場。
- 就労継続B型
雇用契約は結ばないので、労働法規は適応されない。昔でいう作業所。

公共職業安定所（ハローワーク）

- 主な業務

職業相談・紹介、雇用率達成指導

障がい者の為の専門援助部門を設置したり、障害者職業相談員を配置しているところもある。

- 専門スタッフ

障害者職業相談員

精神・発達障害者雇用サポーター

- 主な制度

障害者施行雇用事業（障害者トライアル雇用、障害者短時間トライアル雇用）

職場適応訓練

障害者の様態に応じた多様な委託訓練事業、

障害者雇用連絡会議

- 備考

職業紹介ができる障がい者就労支援において必要不可欠な機関。

精神障がいの場合原則「主治医の意見書」により就労の可能性を確認される。

障がい特性への専門的関わりや、生活相談などは、専門スタッフと障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターを活用する

職業紹介・斡旋が出来るのは、職安だけと考えて概ね間違いではない。

地域障害者職業センター

(大阪障害者職業センターや京都障害者職業センターなど)

- 主な業務

障害者への職業リハビリテーション
就労支援機関に対する助言・援助

- 専門スタッフ

障害者職業カウンセラー、職場適応援助者(ジョブコーチ)

- 主な制度

職業評価

職業準備支援事業

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、

精神障害者総合雇用支援事業

職場復帰(リワーク支援)、雇用促進、雇用継続などの為の支援

- 備考

高齢・障害者・求職者雇用支援機構が各都道府県に一か所以上設置し運営している障害者就労支援の専門的機関。

職業評価を行い、専門的に職業準備支援やジョブコーチ支援などを実施する

職業紹介・斡旋はハローワーク、生活相談などは、障害者就業・生活支援センターを活用している。

障害者就業・生活支援センター

- 主な業務
就労と生活の一体的な相談支援。職業準備訓練の紹介・斡旋。職場定着支援
- 専門スタッフ
就業支援担当者(2名)、生活支援担当者(1名) ※最低基準で加配もある。
- 主な制度
就業・生活支援センターが実施運営する制度は特にな
就労支援制度や、地域の就労支援機関・生活支援機関に精通し他機関と連携し
各種制度を活用して、アフターフォローも含めた就労相談支援サービスを実施する
- 備考
厚労省は各障害福祉圏域に一か所の設置を目標にしている。実施主体は都道府
県が指定する障がい者の就労支援の実績を有する社会福祉法人、NPO法人など
大阪では18圏域全てに設置完了。
全国ではR4年4月で338センター設置。

イメージとしては

障害者職業センター

百貨店(専門的で高価な物が売っていて遠くにある。日常的な買い物はしない)

障害者就業・生活支援センター

スーパー(近くにあり、良く使う物が売っていて、日常的に利用する)

※職業紹介・斡旋はあくまで公共職業安定所が行う。

働くためには？

年 月 日

働きたい!!

求職活動

クローズ
就労

※障がいを伝えない

一般枠

オープン
就労

※障がいを伝える

一般枠

障がい枠

ハローワーク
求人雑誌
有料人材センター

訓練

ハローワーク

能力開発校

半年・1年 週5日
遠く 訓練手当

短期委託訓練

2か月 週5日
遠く PC教室等

就労移行

2年間 週3日～
高槻有 定着支援

就労継続A
(雇用型)

週5日 給料有
企業・作業所半々

就労継続B
(非雇用型)

期限なし 週2日
作業所 レク 工賃

福祉施設

※手続きは障がい福祉課

デイケア

健康管理 病気の
勉強 Gワーク

医療(病院)

地域活動支援
センター

サロン
レクもあり

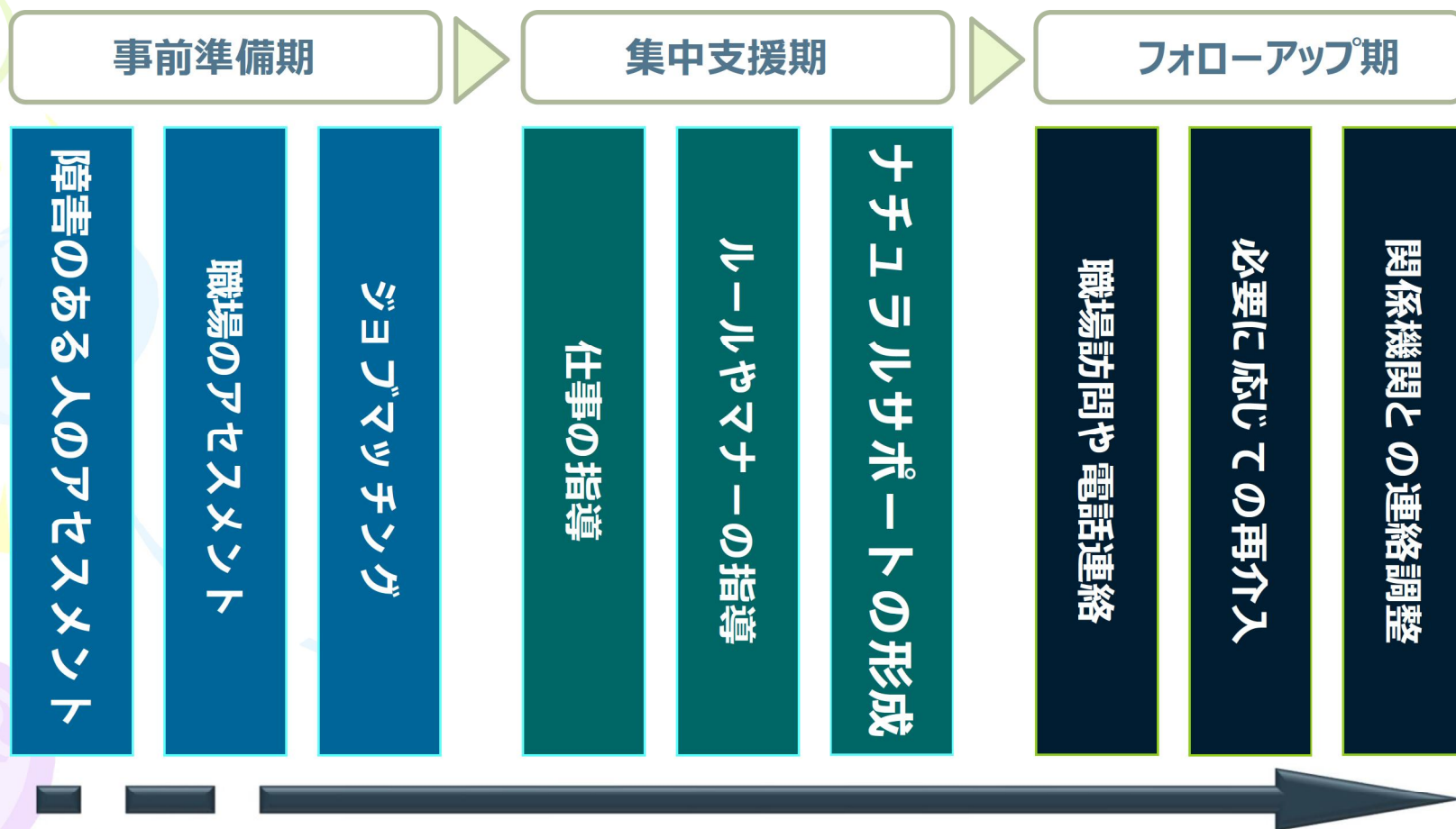
その他



高槻市障がい者就業・生活支援センター

Ⅱ、就労支援の共通言語

① ジョブコーチによる支援プロセス



働く力

- 働く力 = 働く力 + 雇う力 + 支援する力

働き始め

会社の雇う力

支援者の支援する力

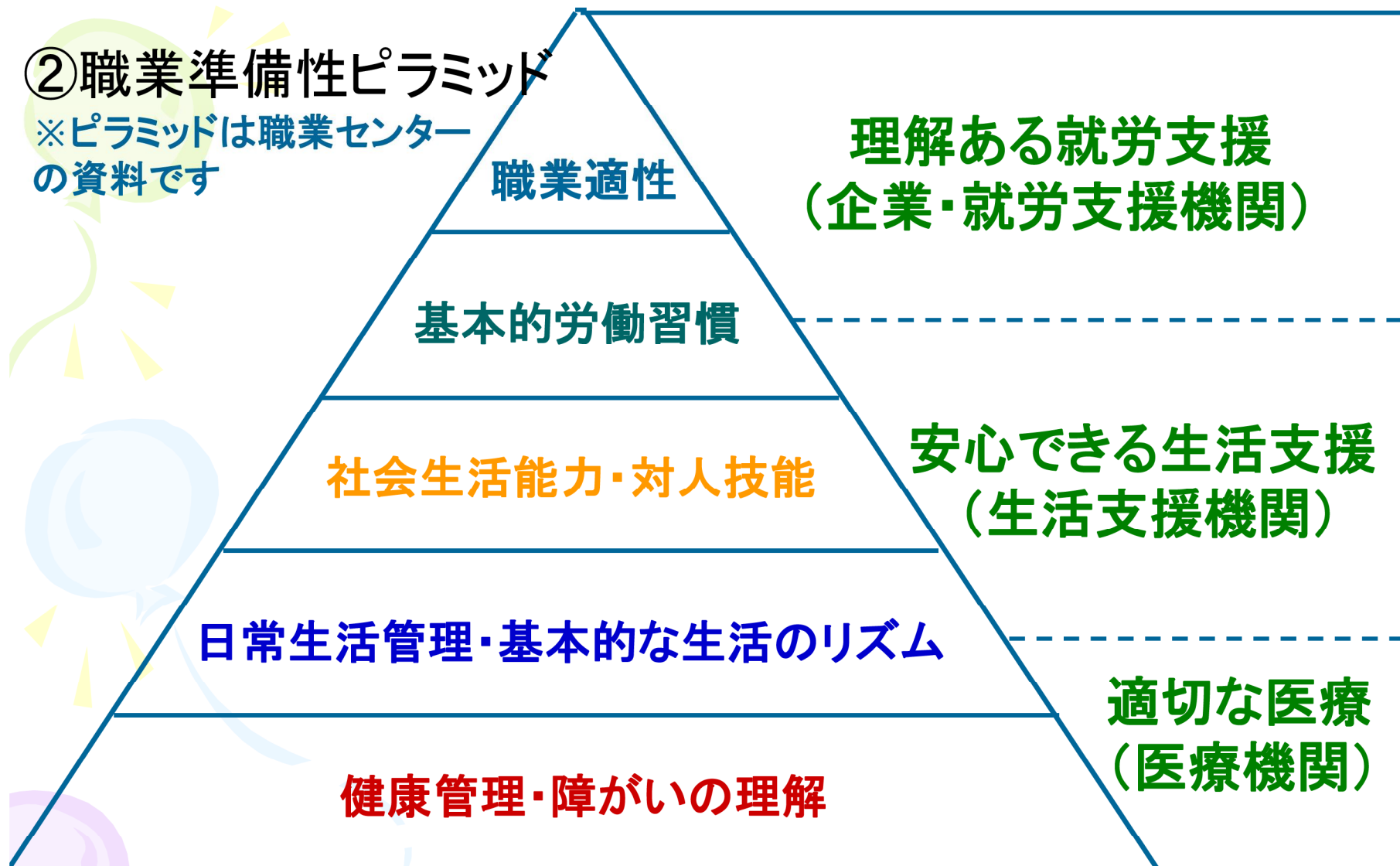
働く人の働く力

慣れてきた頃

働き始めは、ジョブコーチや支援者が占める割合が大きいが、本人の働く力が伸び、会社の雇う力(ナチュラルサポート)も増え、支援する力が減っていく(フェイディング)ものである

②職業準備性ピラミッド

※ピラミッドは職業センター
の資料です



一つの機関、一人の支援者で全ての支援は不可能。より良い支援には連携が必要不可欠。連携のポイントは、自分の所属機関と相手の機関を理解しようとした上での「役割分担と相互乗り入れ」と考える。

Ⅲ、ネットワークの意義

個別支援ネットワークのポイント

- バトンタッチ型(ここから担当が変わる)の就労支援ではなく、関係機関(企業、就労移行支援事業所、就業・生活支援センター、ジョブコーチ、医療機関、等)が連携するネットワーク型の就労支援へ。

一緒に支援していくのが大切です
バトンと一緒に持つイメージ

連携のポイント「役割分担と相互乗り入れ」の為に、

連携相手のことをよく知ることが大切

+

自分たちの組織のことを伝えることが大切

連携における姿勢

連携の具体例

- ・立場の違いを十分に認識する
- ・相手の得意、不得意を知る
- ・制度、支援機関の限界を知る
- ・最適な情報交換の方法を確立する
- ・相手が好む連絡方法を知る
- ・組織ではなく個人としての相手を理解する
- ・自組織の広報活動も行う(得意、不得意を伝える)
- ・どうしようもない相手であっても変化を期待して見守る

【就労支援について】

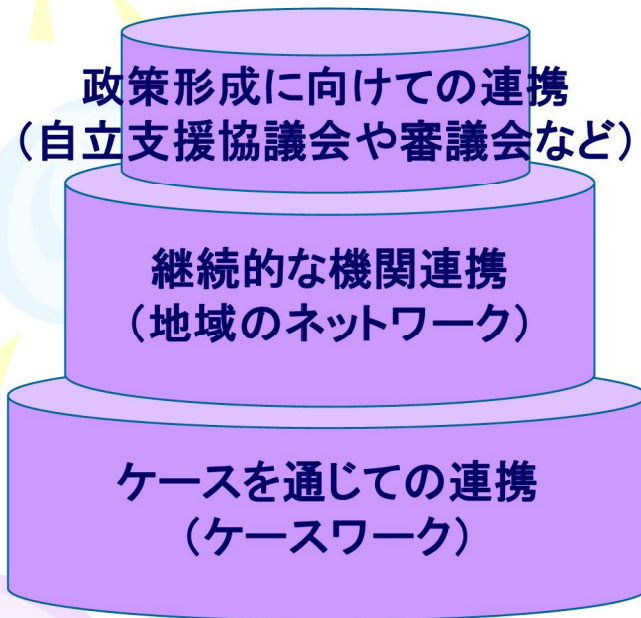
- ・制度の使い方、訓練方法など就労支援におけるノウハウ
- ・求人情報、実習情報、など同じ会社にも複数の支援機関が入る際の情報交換
- ・利用者に対する支援方針を意見交換

【仕事そのものについて】

仕事に行き詰った時の相談先、**社外での仲間や師匠**をみつける

ネットワークにも種類があります。まずは土台のケースを通じての連携を積み重ねていくことが重要

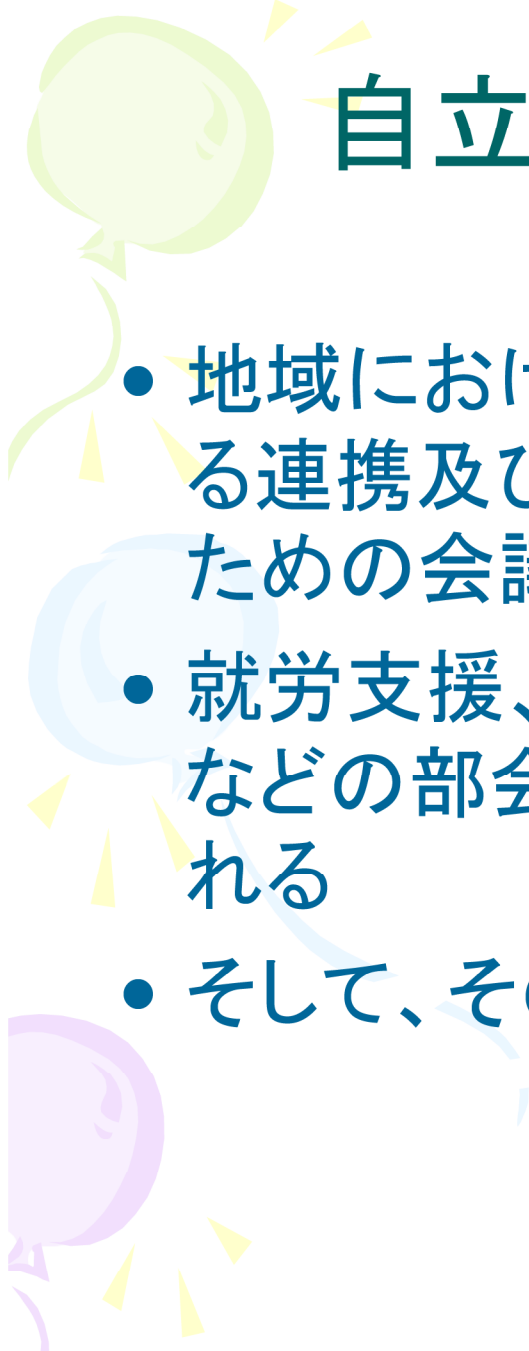
3層構造のネットワーク



	ケースを通じての連携	継続的な機関連携
目的	対象者に対する効果的・効率的な支援の形成	地域の仕組みづくり
メンバー	支援に必要な人材	就労支援に関係する機関の実務担当者や管理者
会合の頻度	支援の進捗状況により会合を開催	事務局が調整
終結	長期的に支援を行う場合でも短期のゴールを設定し一旦終結	社会情勢の変化等により次のステップへ移行

資料：松為信雄2009

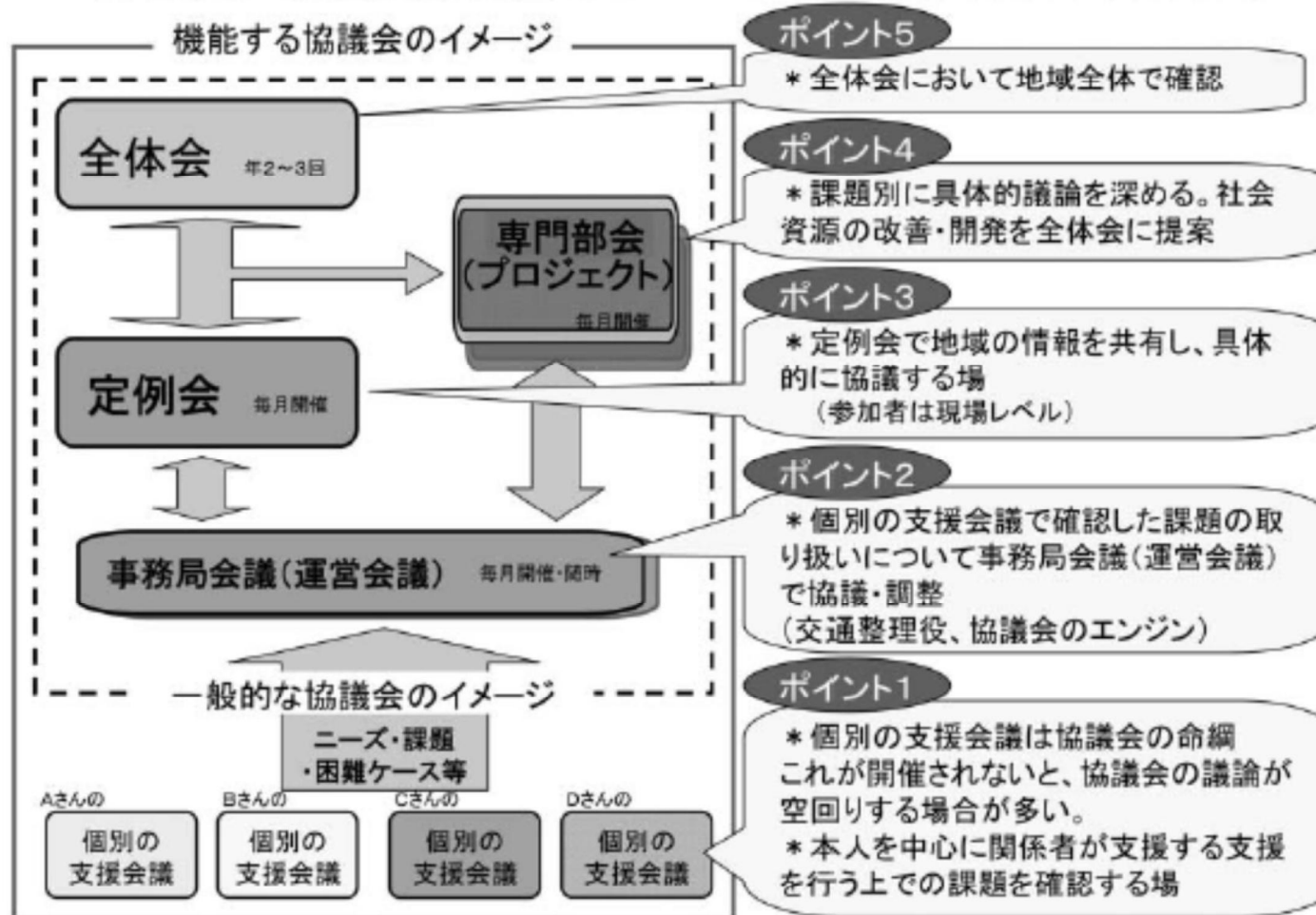
『地域における障害者の就労支援ネットワークに関する調査研究』NPO法人 ジョブコーチ・ネットワーク



自立支援協議会って何？

- 地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議
- 就労支援、こども、相談支援、地域生活移行などの部会が地域の実情に合わせて設置される
- そして、その要となるのは個別支援会議。

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）



資料：自立支援協議会運営マニュアル 日本障害者リハビリテーション協会

協議会でもケアマネジメントで行われる個別の支援会議（ケア会議）が、命綱となるとされている。

障がい福祉サービス支給決定プロセス

■ サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や助産すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

サービス利用に関する留意事項

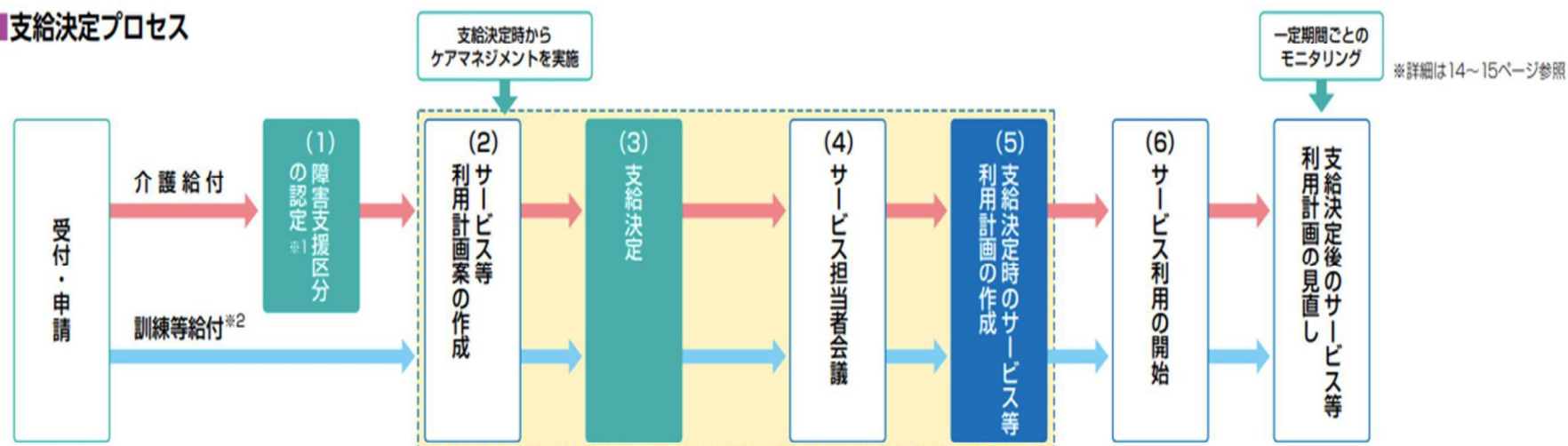
〔障害児を対象としたサービスについて〕

1. 障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
2. 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

〔サービス等利用計画について〕

1. 2015(平成27)年度以前において、地域に指定特定相談支援事業者がない場合等、サービス等利用計画の作成は必須ではありませんでしたが、2015(平成27)年度より必須となりました。
2. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にない場合等、それ以外の者が作成したサービス等利用計画案(セルフプラン)を提出することもできます。

■ 支給決定プロセス

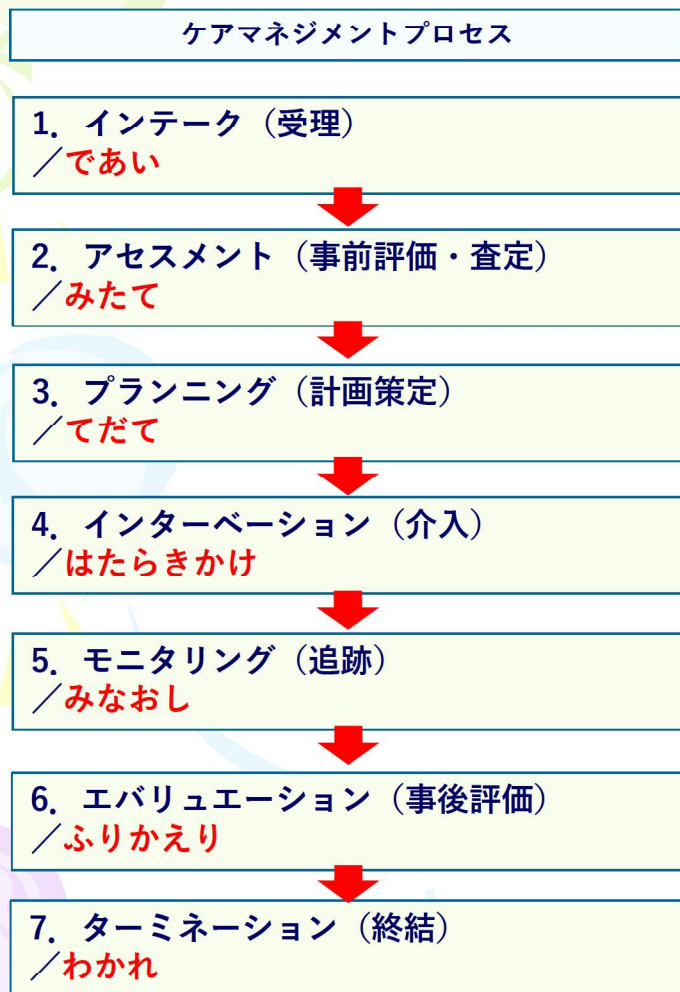


※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

ケアマネジメントプロセス全体における基本的視点



【基本的視点】

- ① 個別性の重視
- ② 生活者視点、QOLの重視
- ③ 本人主体、本人中心
- ④ 自己決定〈意思決定〉への支援
- ⑤ エンパワメントの視点、
ストレングスへの着目
- ⑥ 権利擁護
- ⑦ 地域の多様な資源の
アクセスと活用、資源開発
- ⑧ チームアプローチ、他職種連携

ケアマネジメントの理念と原則

障害者ケアマネジメントの基本理念

- * ノーマライゼーションの実現に向けた支援
- * 自立と社会参加の支援
- * 主体性、自己決定の尊重・支援
- * 地域における生活の個別支援
- * エンパワメントの視点による支援

障害者ケアマネジメントの原則

- * 利用者の人権への配慮
- * 総合的なニーズ把握とニーズに合致した社会資源の検討
- * ケアの目標設定と計画的実施
- * 福祉・保健・医療・教育・就労等の総合的なサービスの実現
- * プライバシーの尊重

障害者ケアガイドライン

ネットワークの土台はご本人さんへの支援連携・協働です。
連携・協働には理念や原則の共有、共通言語が必要となります。

任意のネットワークの一例 「たかつき・しまもと障がい者就労支援ネットワーク」

- 2008年3月から原則月1回会議行われているネットワーク
- 立ち上げ当所からの仮説

「地域に就労支援に精通した支援者が多ければ多いほど、その地域の就労支援は充実したものとなり、就労を望む障がいのある方の希望を実現できるのではないか」

- 参加者

就労移行支援事業所、支援学校、相談支援事業所、精神科医療機関など、様々な機関から、毎月20名強の参加がある。

- 会議内容 研修とGディスカッション「純粋な学びと交流の場」

就労移行アピール合戦、超短時間雇用について、グループホームと就労支援、就労支援基礎講座など

- ワーキングチーム

精神、就労移行サビ管、B型、企業、在職者交流ワーキングの5つが活動

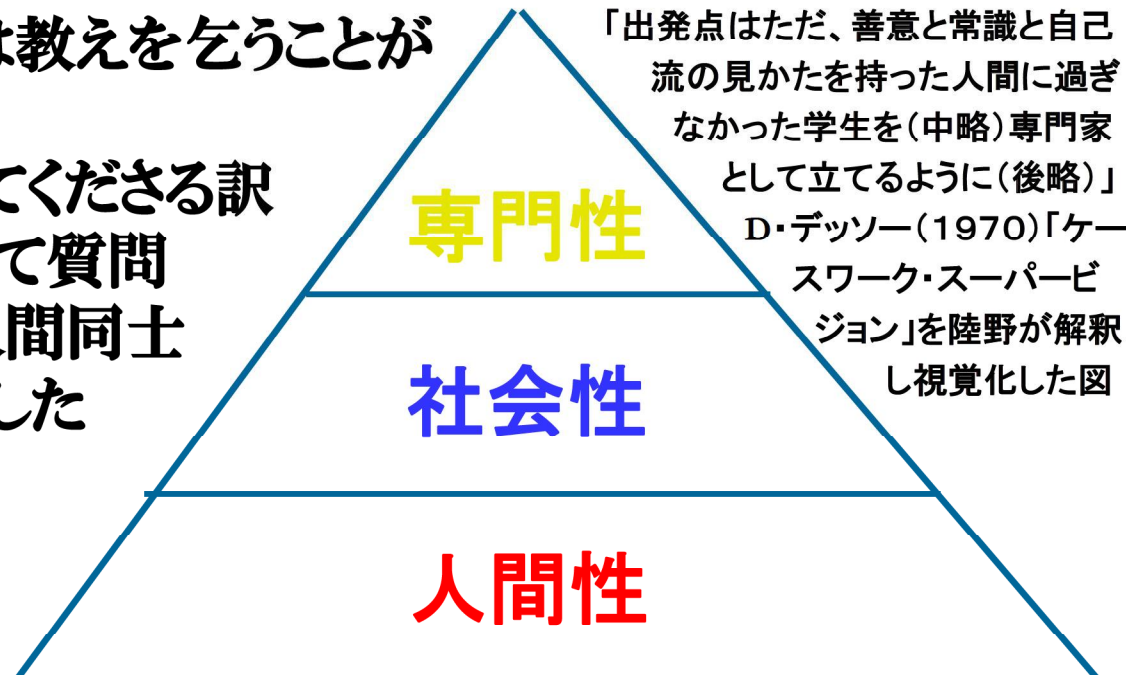
最後に ネットワーク形成で気を付けたいこと

- 何のためのネットワークなのか、意識しましょう。やはり、**本人の為のネットワーク**だと考えます。

- 本人にも、他の支援者にも、自分の価値観の押しつけはしない。様々な価値観や視点からの意見を調整して、その人にあった支援を創り上げていくのが、支援であり連携です。

- ネットワークの中で時には教えを乞うことが多いです。

相手も忙しい時間を割いてくださる訳なので、きちんと準備をして質問しましょう。ネットワークも人間同士のつながりです。礼をつくしたお付き合いは必要です。



お ま け

高槻就ポツのキャッチフレーズ

「働きたい・雇いたい」を応援します

高槻就ポツの事業理念

「障がいのある人もない人も共に働き・共に
学び・共に生きる社会」の構築をめざします

高槻就ポツの事業指針1～5のうち1を記載

「働きたい」と願う相談者がセンターを
通じて様々な出会いを実現し、相談者を
含め周りの方々に幸せと満足が得られる
ような役割を果たします